5.4.1 現在

世帯数 62,874 (257増) 男 61,382 (105増) 人 口 124.713 (187増) 女 63.331 (82増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、 外国人住民の方を含みます。() 内は前月比





イベント等の最新情報について は、事前に各担当部署や主催者に お問い合わせいただくか、市ホ-ムページをご確認ください。



モバイル(携帯電話)版

ームページ https://www.city.koganei.lg.jp/ http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html

月から個人情報保護制度が改正されました

個人情報保護制度の概要

これまでは、地方自治体は条例 で、国等の機関と民間は法律の下、 個人情報の取り扱いがなされていま した。

しかし、個人情報も含めた情報の デジタル化を促進するために個人情 報保護法が改正されたことにより、 今まで各自治体が独自の条例により 定めていた個人情報保護のルールに ついて、令和5年4月1日からは、 個人情報保護法が全国共通ルールと して一律に適用されることとなりま す。

【制度改正のポイント】

▷個人情報の開示については、原則 本人または法定代理人(請求者の親 や後見人)のみができ、郵送での申 請も受け付けませんでしたが、4月 1日からは、厳格な本人確認のも と、任意代理人での申請も可能と し、郵送での申請もできるようにな ります※代理で申請する場合は、事 前にお問い合わせください

▷個人情報の本人以外収集、目的外 利用・外部提供、電算入力、オンラ イン結合、個人情報を含んだ委託に ついては、事業を始める前に審議会 への諮問が必要でしたが、諮問は不 要となり、その代わりに取り扱いに

ついては個人情報保護法や、国の定 めたガイドラインに従うことになり

▷1,000人を超える保有個人情報に ついては原則個人情報ファイル簿の 作成および公表が義務付けられます

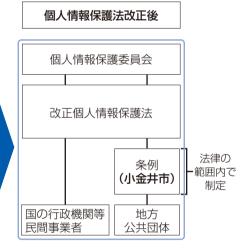
情報公開制度を紹介します

【公開の対象となる市政情報】

職員が職務上作成し、または取得 した文書、パソコンなどで作成した 電磁的記録、その他これらに類する もので、市が保有しているもの。

【公開できない市政情報】

次の情報は公開されないことがあ



▷個人に関する情報

ります。

しく害すると認められる情報 ▷市政運営の執行に著しい支障が生

▷法人などの情報で正当な利益を著

▷法令などにより、公開できない情

じることが明らかに認められる情報 ▷公共の安全と秩序の維持に著しい 支障が生じることが明らかな情報

【公開請求の方法】

市政情報公開請求書を情報公開コ ーナー(市役所第二庁舎6階)まで 提出してください。また、郵送や東 京電子自治体共同運営サービスでの 電子申請による請求もできます。

【公開の決定】

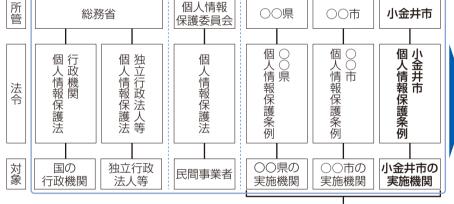
請求を受けた日の翌日から原則フ 日(土曜・日曜・祝日・年末年始を 除く) 以内に公開・一部公開・非公 開の区分で決定し、書面で通知しま す。

【公開に必要な費用】

▶電子複写機による写しはコピー1 枚10円

▷その他の写しは、写しの作成に要 する費用

問総務課情報公開係(☎042-387-9926)



個人情報保護法改正前

各地方公共団体が個別に制定

新型コロナウイルスワクチン接種

12歳以上の方の今後の接種体制

対初回接種(1・2回目)を完了し、前回の接種から3か月以上(武 田社製従来ワクチンを接種の場合は6か月以上)を経過した方で下 表対象者に該当する方

	令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種
期間	5月7日 (日) まで	5月8日(月)~8月31日(木)
対象者	12歳以上の方	▷65歳以上の方▷基礎疾患を有する方 (詳細は右記) ▷医療従 事者・高齢者施設従事者等
使用ワクチン	オミクロン株対応ワクチン等(1人1回接種可能)	オミクロン株対応ワクチン等 (1人1回接種可能)
接種体制	個別接種・集団接種で実施	個別接種・集団接種で実施

※生後6か月~11歳対象の接種も実施中。詳細は市ホームページへ

他 ▷ 令和 5 年春開始接種の接種券は 4 月25日に発送予定です。上記 対象に該当する方(特に、基礎疾患を有する方や医療従事者・高齢 者施設従事者等)で接種券が届かない場合は市コールセンターまで お問い合わせください▶令和5年秋(9月~12月)開始予定の12歳 以上の方の接種については詳細が決まり次第お知らせします

■基礎疾患を有する方とは、64歳以下で下表に該当する方(重症化リスクが高いと医 師が認める方を含む)

問新型コロナウイルス感染症対策小金井市コールセンター (**oo** 0120-663-302、聴覚に障がいがある方など=FAX042-

316-7667) ※土曜・日曜・祝日を含む午前9時~午後5時

18歳以上の方の場合

1. 次の病気や状態の方で、通院や入院している方 1)慢性の呼吸器の病気②慢性の心臓病(高血圧を含む)③慢性の腎臓病④慢性の肝臓病(肝健変 等)⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病⑥血液の病気(た だし、鉄欠乏性貧血を除く) ⑦免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む) ⑧ステロ イドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)⑪染色体異常⑫重症心 身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)③睡眠時無呼吸症候群④重い精 神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自 立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持 している場合)※精神障害者保健福祉手帳・療育手帳所持者は通院・入院していない方も該当 2. 基準 (BMI30以上) を満たす肥満の方

18歳未満の方の場合

次の病気や状態の方で、通院や入院している方

①慢性呼吸器疾患②慢性心疾患③慢性腎疾患④神経疾患・神経筋疾患⑤血液疾患⑥糖尿病・代謝 性疾患②悪性腫瘍⑧関節リウマチ・膠原病⑨内分泌疾患⑩消化器疾患・肝疾患等⑪先天性免疫不 全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態⑫その他の小児領域の疾患(高 度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害)